

公共交通に係る市民・利用者ニーズ調査業務プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、「2 業務の内容」において掲げる業務を委託により実施する上で、委託事業者を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定めるものである。

2 業務の内容

(1) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(2) 業務内容（詳細は別添仕様書のとおり）

清須市においてこれまで形成してきた公共交通ネットワークを継続的に改善していくため、令和9年10月にコミュニティバス「きよすあしがるバス」のルート・ダイヤの改正を予定している。改正に向け、地域公共交通会議において十分な検討を行うため、市民の交通実態を把握するとともに、コミュニティバスに関する利用実態及び利用者ニーズを把握することを目的とする。

(3) 提案上限額 4,543,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 業務委託の方法

業務実施に当たっての企画提案を公募し、最も優れた企画提案者として選定された1者と業務仕様及び契約金額を提案上限額の範囲内で協議した上で、委託契約を締結する。

ただし、協議が不調に終わった場合、次点の者と協議するものとする。

なお、応募者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が評価基準を満たすと認められる場合は、その事業者と協議の上、委託契約を締結する。

4 参加資格

プロポーザルに参加を申し込む者（以下「参加者」という。）は次の全ての要件を満たす者とする。

(1) 令和7年度清須市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 本プロポーザルの公告の日から受託候補者特定までの間、清須市の工事請負契約に係る指名停止等の措置規程（平成17年清須市訓令第34号）に基づく指名停止、及び清須市が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年清須市訓令第3号）に基づく排除措置を受けていない者であること。

(5) 令和7年4月1日現在、過去5年以内における他自治体からのコミュニティバスに係る市民・利用者ニーズ調査業務又は本業務と類似の業務の受託実績を有する者であること。

(6) 仕様書に定める業務を遂行するために必要とされる知識・経験を有する者を当該事務に従事させることができる者であること。

5 参加の手続き

(1) 提出書類の入手方法

清須市のホームページからダウンロードすること。

(2) 提出期限及び提出方法

提出書類全てを令和7年7月8日（火）午後5時までに、下記「11 連絡先」の担当者まで持参により提出すること（郵送不可）。

(3) 提出書類

提出書類、様式及び提出部数は、次表のとおりとする。

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数	注意事項
1	参加申込書	A4	1部	
2	誓約書	A4	1部	
3	会社概要書	A4	1部	
任意	企画提案書（※）	A4	7部	①・②
4	業務実施担当者調書	A4	7部	①・③
5	業務実績調書	A4	7部	①・④
6	参考見積書	A4	1部	⑤

※1者につき1案とし、次項「(4) 企画提案書の内容」に沿って記載すること。

【注意事項】

- ① 部数は8部（正1部・副7部）とし、副本は、社名・ロゴマーク等、参加者が特定される事項を記載しないこと。
- ② 次項「(4) 企画提案書の内容」に沿って、「1 実施方針（基本的な考え方）」から「4 代替案、重要事項の指摘等」についてそれぞれA4で1枚、「5 特定テーマ①」から「7 特定テーマ③」についてそれぞれA4で2枚以内にまとめること（表紙は除き、合計でA4片面10枚以内）。
- ③ 本業務の実施責任者及び担当者について記載すること。
- ④ 令和7年4月1日現在、過去5年以内における他自治体からのコミュニティバスに係る市民・利用者ニーズ調査業務又は本業務と類似の業務の主な受託実績について記載すること。なお、受託実績を確認するため契約書等の写しを添付すること。
- ⑤ 全体の見積り金額の他、業務の項目別（仕様書の「4 業務内容」の項目を参照）の見積金額も添付すること。
なお、見積金額は税抜き価格とすること。

(4) 企画提案書の内容

項目	提案内容
1 実施方針 （基本的な考え方）	○業務全体に関して、仕様書を踏まえてどのような方針で取り組むのかを記載すること。 ○清須市の特徴（地勢や交通の現状など）を踏まえ、コミュニティバスのルート・ダイヤ改正に向けた方向性等を記載すること。
2 実施手順	○業務の実実施手順とその手法を記載すること。
3 実施スケジュール	○業務の実実施スケジュールを簡潔に記載すること。
4 代替案、重要事項 の指摘等	○業務内容に関する代替案、問題点・解決策がある場合は記載すること。
5 特定テーマ①	○市民アンケート調査に対する提案 仕様書の「4 業務内容」の「(1) 市民ニーズ調査（アンケート調査）」業務について、どのような考え方・観点・切り口・手法等により実施するのかを、以下の点に

	<p>ついて特に留意しながら具体的に提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの切り口 ・アンケート項目・設問内容・設問数 ・アンケートの分析結果の活用方法
6 特定テーマ②	<p>○利用者ニーズ調査に対する提案</p> <p>仕様書の「4 業務内容」の「(2) 利用者ニーズ調査（聞き取り調査）」業務について、どのような考え方・観点・切り口・手法等により実施するのかを、以下の点について特に留意しながら具体的に提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの切り口 ・アンケート項目・設問内容・設問数 ・アンケートの分析結果の活用方法
7 特定テーマ③	<p>○調査結果の活用に対する提案</p> <p>仕様書の「4 業務内容」の「(3) 調査結果とりまとめ」業務について、その結果をどのようにコミュニティバスのルート・ダイヤ改正に生かしていくのかを具体的に提案すること。</p>

(5) 提出書類の取扱い等

- ① 提出書類は返却しない。
- ② 採用となった企画提案書については、公開の対象とする。
 なお、不採用となった企画提案書について情報公開請求があった場合は、提案者の意見を踏まえた上で、清須市が対応について判断する。
- ③ 企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- ④ 提出書類を受け付けた後の追加及び修正は一切認めない。
- ⑤ 提出書類に関する一切の権利は、清須市に帰属するものとする。
- ⑥ 書類の提出後、清須市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- ⑦ 参加申込書等を提出した者は、この実施要領に同意したものとみなす。

6 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

清須市の職員で構成する審査委員会において、企画提案書による書類審査を行い、受託候補者として1者を選定する。

(2) 審査基準

No.	評価項目	評価の着眼点	配点
1	事業所の所在地	本社及び支店等の所在地	30
2	業務実績	他自治体における過去5年間の業務実績	
3	業務従事者の経験及び能力	業務実績、専任性	
4	業務の実施方針	業務の理解度、課題認識の的確性	70
5	業務の実施手順、実施スケジュール等	実施手順及び実施スケジュールの妥当性、有益な重要事項等の指摘	
6	特定テーマ（①～③）	的確性、実現性、独創性	
7	企画提案書の構成	企画提案書の内容の分かりやすさ	

(3) 審査結果

令和7年7月17日（木）午前9時までに、清須市ホームページで公表するとともに、参加者全員に、電子メールで通知する。

なお、審査内容・経過については公表しない。

また、結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

令和7年6月17日（火）午後5時まで

(2) 質問書の提出方法

質問書（様式7）に記入の上、下記「11 連絡先」の担当宛てに電子メールにより提出すること（電子メール以外の方法は受け付けない。）。

なお、件名は「公共交通に係る市民・利用者ニーズ調査業務に関する質問」とすること。

また、提出する場合は、清須市企画部企画政策課に対して電話での着信確認を行うこととする。

(3) 質問に対する回答

令和7年6月25日（水）午前9時までに、質問者名を伏せて、質問内容と回答を清須市ホームページでまとめて公表する。

8 失格条項

参加者が次の事項に該当すると清須市が判断した場合は失格とする。

ただし、清須市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

(1) 参加資格がないと認められた場合

(2) 提出書類の提出方法及び提出期限を遵守しない場合

(3) 談合その他の不正行為が行われたと認められた場合

(4) 提出書類に虚偽の記載をした場合

(5) 参加申込書に申請者の記名・押印がない場合

(6) 提案上限額を超える金額で参考見積書を提出した場合

(7) その他本要領を遵守しない場合

9 契約の締結（実施）

(1) 受託候補者選定後、候補者は清須市と委託業務について、契約に必要な事項を協議した後、契約を締結する。

(2) 次に掲げる事態が生じたときは、受託候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手を決定する。

① 受託候補者が契約の締結を辞退したとき

② 契約締結時までに上記「4 参加資格」を欠いていることが判明したとき

③ 契約締結時までに上記「8 失格条項」に該当していることが判明したとき

④ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき

⑤ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

(3) 契約保証金等、契約に当たっては清須市契約規則（平成17年7月7日規則第50号）に基づくこととする。

(4) 契約に当たっては、受託候補者は参考見積書に記載している見積金額を基に、改めて見積書を提出すること。

10 スケジュール

項目	日程(予定)
公募開始	令和7年6月13日(金)から
質問の受付	令和7年6月17日(火)午後5時まで 質問書「様式7」に記入の上、件名は「公共交通に係る市民・利用者ニーズ調査業務に関する質問」として電子メールにより提出すること。 なお、提出する場合は、清須市企画部企画政策課に対して電話での着信確認を行うこと。
質問の回答	令和7年6月25日(水)午前9時までに、質問者名を伏せて、質問内容と回答を清須市ホームページでまとめて公表する。
企画提案書等応募書類提出期限	令和7年7月8日(火)午後5時までに、清須市企画部企画政策課まで提出書類を持参すること。
選定結果通知	令和7年7月17日(木)午前9時までに、清須市ホームページで公表するとともに、参加者全員に電子メールで通知する。

11 連絡先

〒452-8569

愛知県清須市須ヶ口1238番地

清須市役所 南館1階

企画部企画政策課 市民協働係 担当者：蜂矢

電話 (052) 400-2911 (代表)

FAX (052) 400-2963

電子メール kikakuseisaku@city.kiyosu.lg.jp